

神戸常盤大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

神戸常盤大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、使命・目的及び教育目標を達成するため各学部・学科の特性に応じた教育理念を簡潔な文章で明示し、ホームページなどで公表している。大学の個性・特色は「いのち」を心身両面から支え、社会に貢献できる専門職業人の養成を目指しており、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に具体的に明示し、公表している。変化への対応としては、「ときわ教育目標」「ときわコンピテンシー」を策定し、組織として「ときわ教育推進機構」を設け大学改革に取り組んでいる。使命・目的及び教育目標は、役員、教職員の理解と支持を得ている。法人は、「学園中期実行計画」を策定し建学の精神に基づく人材育成を継続的に行っている。

「基準2. 学生」について

大学は、各学部・学科の専門職業人育成を掲げたアドミッション・ポリシーに沿い、多様な選抜方法で入学者を受入れている。入試問題は、実施後に外部評価を受け改善に努めている。学修支援は、教員、職員、SA(Student Assistant)などが連携して、学生一人ひとりの学びや障がいのある学生に配慮している。キャリア支援は、各学部・学科の就職委員会とキャリア支援課の協働体制を整備している。加えて、在学生のロールモデルとなる「キャリアサポーター」として卒業生の協力のもと、多角的な就職支援ができる体制を整備している。学生サービスは、教職員相互に連携し、学生生活安定のため支援を行っている。校地・校舎、実習室等の施設・設備は、適切に配置しており、「PCR 検査センター」を設置し、実習の円滑な実施ができる体制を整備している。また、国家試験受験資格取得に係る施設基準を満たし、校舎は耐震化工事が完了しており、安全性が担保されている。学生の意見・要望を把握するためのアンケートや調査を行い、改善に役立てている。

〈優れた点〉

○法律に基づく登録衛生検査所として「PCR 検査センター」を学内に開設し、学生の学修環境や地域社会の安心・安全に寄与している点は評価できる。

「基準3. 教育課程」について

大学は、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの策定と周知を図り、単位認定から卒業認定まで厳正かつ適正に行っている。全学部統一の「全学カリキュラム・ポリシー」は、「基盤教育」「専門教育」を軸に理解しやすく工夫されてい

る。教授方法は、自己点検・評価委員会による「授業に関する中間調査」「学生による授業評価」などを実施して、改善に取り組んでいる。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「全学アセスメント・ポリシー」で検証され、多くの調査・分析・改善を教職員間で情報共有し、学修支援につなげている。

「基準4. 教員・職員」について

大学は、使命・目的の達成のため学長のもとに副学長を置き、学長のリーダーシップが適切に発揮できる環境を整えており、責任を明確にしているが、学長が定める規則については、一部整備が必要である。教員は、設置基準に必要な専任教員数及び教授数を満たし、適切に配置している。大学運営に関わる教職員の資質と能力向上への取り組みは、規則に基づき組織的に行われ、教職協働体制を構築している。研究支援は、研究環境を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用をしており、職位に応じた個人研究費と学内の競争的資金で支援している。

〈優れた点〉

○職員の学生指導にかかる指導力育成のため「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」「キャリアコンサルタント」の資格を職員に取得させ、資格取得者による研修会を実施していることは評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

法人は、建学の精神に基づき、使命・目的を果たすため、「学園中期実行計画」を策定し、経営の規律と誠実性の確保に取り組んでいる。環境保全、人権への配慮は、規則等を整備し、全学的な取り組みをしている。安全への配慮は、危機管理マニュアルなどを策定し、危機管理（災害）委員会が中心となり、取り組んでいる。理事会は、寄附行為、寄附行為施行細則に基づき、最高意思決定機関として適切に機能している。また、評議員会は、理事会の諮問機関として機能している。財務状況は、安定した財務基盤を確立し、収支バランスが保たれ、外部資金獲得にも努めている。会計は、「学校法人会計基準」や経理に関する規則に基づき適正に会計処理している。監事の選任手続きについては、一部不備があるものの、監査法人、監事による監査を厳正に実施している。

〈優れた点〉

- FAST (First Aid Support Team: 民間救急講習団体) として神戸市から認定を受けて、神戸市消防局の講習を受けた多くの教員がインストラクターとして登録されており、地域への貢献、全ての新生生の準正課として救命士講習プログラムを実施している点は評価できる。
- 私立大学等改革総合支援事業等、補助金の獲得に意欲的に取り組み、成果を挙げていることは評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

大学は、内部質保証を担保するための方針や責任体制を構築しており、関連する規則や

組織を整備し、責任体制を確立している。内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行い、「年次報告書」を作成し、ホームページで公表している。IR(Institutional Research)は、学生や大学運営に関わる情報の収集・分析・提供、データベース構築など学生への支援と教育の質向上に貢献している。三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進するために「大学中期実行計画」を策定し、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施して内部質保証の構築に努めている。

総じて、大学は、使命・目的及び教育目的の達成のために教育課程編成、教育研究組織、学修環境及び学修支援体制を整備しており、「いのち」を心身両面から支える専門職業人を育成している。教学マネジメントは、学長のリーダーシップを支える組織が構築されている。経営・管理と財務は、経営の規律と誠実性が維持され、責任と権限を明確にした運営をしている。内部質保証は、「大学中期実行計画」に基づく自己点検・評価、年次報告書による自己点検・評価、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施し内部質保証に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域と共に成長するための活動展開」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 初年次教育科目「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」
2. 全新入生対象の市民救命士講習
3. 国際交流及び国際教育としてのネパールとの交流

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「建学の精神」にのっとり、使命・目的を定めており、使命・目的を達成する

ため各学部・学科の特性に応じた「教育理念」を定め、教育内容に沿った「教育目標」を設定している。いずれも簡潔な文章で明示し、ホームページなどで学内外に公表している。個性・特色は、「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの育成を通して、広く社会貢献できる専門職業人を育成しており、三つのポリシーに具体的に明示し、公表している。変化への対応として「ときわ教育目標」「ときわコンピテンシー」を策定し、推進組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部ときわ教育推進機構」を設け、組織再編や大学改革に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目標を寄附行為、学則等に定め、役員や教職員の理解と支持を得ている。三つのポリシーは、建学の精神、使命・目的及び教育目標を反映し、建学の精神のもと、全学的な教育目標である「ときわ教育目標」に掲げている「いのち」を心身両面から支えるスペシャリストの養成を目指しており、これを全学生に周知するとともに大学案内やホームページなどで公表している。法人は、「学園中期実行計画」を策定し、建学の精神に基づく人材育成を継続的に行っている。使命・目的及び教育目標を達成するために必要な学部・学科、センター、附属施設を設置している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、大学及び各学部・学科の特色を生かしたアドミッション・ポリシーを定め、大学案内、入試ガイド、高校訪問などで周知するとともに、ホームページで公表している。

入学者の受入れは、アドミッション・ポリシーに沿い多様な入学者選抜を行っている。入試問題の作成には、学内の委員による入試問題作成部会を設け、厳格に行っている。実施後には、外部評価を受け、次年度入学者選抜に向けて、検証・改善に努めている。

各学科の入学者は、入学定員に沿い適切かつ適正に確保されており、大学全体の収容定員を充足している。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「ときわ教育目標」に基づき、学生一人ひとりの学びに応じた支援を行う「全学スチューデントサポート・ポリシー」を策定し、教職員が協働した学修支援体制を整備している。学修支援は正課内の教育に加え、入学前教育、リメディアル教育、国家試験対策講座、教員採用試験対策講座などを実施し、その成果は高い水準を維持している。また、医療検査学科オリジナルの自己学習教材は学生に強く支持されているだけでなく、その質と内容が評価され、出版に至っている。

障がいのある学生への配慮、編入学生や留学生への支援、退学・休学・留年者などへの学修支援や生活支援については、各学科の担任、チューター、ゼミ担当教員、職員、カウンセラー、SA、卒業生などが連携し、手厚く行われている。基盤科目の「超ときわびと」では、ファシリテーション研修を実施し、SAの育成を図っている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、専門職業人育成を目指しており、各学部・学科において、キャリア教育のカリキュラムを設定している。また、学科及び学科就職委員会とキャリア支援課の協働により、キャリア支援、就職・進学に対する相談体制を整備している。

加えて、多くの学生が卒業時に、在学生のロールモデルとなる「キャリアサポーター」に登録し、卒業後、大学が実施するキャリアサポーターによる勉強会や座談会・交流会な

どに参加して、蓄積した知識と体験を在学生に還元する仕組みを構築しており、教職員のみならず、卒業生も交えた多角的な就職支援を行っている。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学生委員会、キャリア支援課を中心として、各学科及び学内組織と連携し、学生生活が安定するよう支援している。また、各学科では、クラス担任、チューター等の教員が相談窓口となっている。

ハラスメント防止対策としてはガイドラインを策定し、各学科のハラスメント相談員、カウンセリングルーム、キャリア支援課が窓口となり相談を受ける体制を整備している。学生の心身の健康管理や生活相談は、「健康保健センター」が主な支援を行っており、そのうち「健康管理室」が身体面、「学生相談室」が精神・心理面を担当するとともに、キャリア支援課と相互に連携した支援を行っている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

大学は、校地・校舎、実習室、体育館等の施設・設備を適切に配置し、設置基準を満たしている。また、学内に法律に基づく「PCR 検査センター」を設置し、実習の円滑な実施ができる体制を整備している。校舎については、耐震化工事が完了し、安全性が担保されているとともに、消防用設備については、消防法に沿って設備点検及び所轄消防署への報告が毎年行われており、学修環境の整備と適切な運営・管理が行われている。実習施設及び図書館においても、資格取得にかかる施設基準を満たし、専門分野の国家試験受験資格を取得するに不足なく整備されている。

施設・設備の利便性に関しては、エレベータ、スロープ、自動ドア、身障者用トイレ、教室のドアなどに配慮している。教室は、教育目的達成のため、各学科の専門性に応じ実習室・実習室が整備され、授業を行う学生数について、科目によって適切な人数調整が行われている。

〈優れた点〉

○法律に基づく登録衛生検査所として「PCR 検査センター」を学内に開設し、学生の学修環境や地域社会の安心・安全に寄与している点は評価できる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

大学は、学修支援に関し、学生の意見・要望を把握するための「学生による授業評価」「授業に関する中間調査」「卒業生へのアンケート」「学生満足度調査」「学生実態調査」等の多くのアンケートや聞き取り調査を行い、結果を各学科、各委員会で共有して学修支援などの改善に役立てている。

学生生活に関する意見・要望の把握についても、上記のアンケートのほかに、教員・職員による聞き取り調査が行われ、結果はフィードバックされ、学生生活支援体制改善の検討材料となっている。

学修環境についても、「学生満足度調査」「卒業生へのアンケート」により、学内施設等の利用度と満足度を調査し、その結果に基づいた改善が図られている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、建学の精神にのっとり、「全学ディプロマ・ポリシー」の策定と「ときわ教育目標」「ときわコンピテンシー」の構成に関して、全学、学部、学科のそれぞれのレベルに応じてさまざまな方法を用いて周知している。

「基盤教育」と「専門教育」の考え方をもち、教職員及び学生が単位認定から卒業認定までの一連の流れを理解し、定められた基準等、情報共有を図り、個々の手続きも滞りなく、円滑な運営を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、全学部において統一された「ときわ教育目標」に基づき、「ときわコンピテンシー」に掲げる諸能力の修得に向け、「全学ディプロマ・ポリシー」に対応した「全学カリキュラム・ポリシー」を編成している。教養教育である「基盤教育」と「専門教育」との構成を体系的・視覚的に理解しやすく工夫し、説明している。アクティブ・ラーニング等への取組みも全学的に行っている。

FD(Faculty Development)活動では、教授方法の工夫・開発や、公開授業、自己点検・評価委員会との連携などの実践を通じて評価し、改善を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーの整合性を踏まえた教育体制を敷き、その学修成果は「全学アセスメント・ポリシー」で確実に検証されている。学内では、検証のための多くの調査を行い、その結果を分析し、改善に向けての重要な資料として共有している。「授業評価報告書」に記載された取組みの解析や分析結果などの情報が、教職員間での学修支援のために有効にフィードバックされ、課題解決策に用いられている。「学生へのメッセージ」は、ポ

ータルサイトを活用して、フィードバックしている。

学修成果の点検・評価は、IR推進室をはじめ、全学的にアセスメント・ポリシーを通じ、各部署において検証、情報共有され、会議等による議論によって教育改善に結びついている。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長は、「神戸常盤大学学長選任規程」に基づき選任され、大学の校務をつかさどり、大学を代表する最高責任者として適切に意思決定している。学長を補佐する体制として、副学長、学長室、学長会議が置かれ、各学部・学科の責任者に諮問・情報の共有化を図り、リーダーシップが発揮できる体制を構築している。

大学の使命・目的を達成する機関として、運営委員会を設置し、大学運営に関する重要事項を審議し、教授会や学科会議において意見聴取や情報共有がなされている。一部、規則の整備上の課題はあるが、教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能している。

事務組織は、法人本部と大学事務局から編成され、「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部事務局事務分掌規程」及び「学校法人玉田学園 法人本部事務分掌規程」に基づき適切に職員を配置し、その役割を明確にしている。また、各種委員会及びセンターに職員が参画し、教職協働の体制で教学マネジメントを遂行している。

〈改善を要する点〉

- 学則第 53 条第 1 項第 3 号に規定する「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づき、学長が定め、周知するよう改善を要する。
- 学則第 60 条に規定する学生の懲戒処分に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長が適切に定めるよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

設置基準に規定される必要専任教員数及び教授数を満たしている。また、保健師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師及び保育士の指定規則に定める基準を満たす専任教員を配置し、各専門職を養成するにふさわしい教育体制を確保している。教員の採用・昇任に関する基準及び手順として、「神戸常盤大学教員資格規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部教員採用（資格）及び学内昇格基準」及び「神戸常盤大学教員選考規程」を定め、学内教員昇任・昇格審査会及び教員選考委員において審議し、決定している。

FD 活動は、SD 委員会と学科が中心となり行われている。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

大学では、SD 委員会を設置し、SD 活動を展開している。SD 委員会では、年間の活動計画を立案し、活動結果を自己評価することで PDCA サイクルを踏まえ、次年度の課題を明確にしている。

新任教職員の入職時には、SD 委員会が「新任教職員 SD 研修」を実施しており、大学運営に係る諸事項の説明をしている。

日本私立大学協会等が主催する研修会に職員を積極的に派遣し、必要に応じて報告会を設け、「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」等の有資格職員による研修会を実施するなど、知識・ノウハウの共有による職員のレベル向上に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○職員の学生指導にかかる指導力育成のため「キャリア・デベロップメント・アドバイザー」「キャリアコンサルタント」の資格を職員に取得させ、資格取得者による研修会を実施していることは評価できる。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教員の専門分野に応じた研究環境を整備している。研究支援のための組織である「KTU 研究開発支援センター」を配置し、定期的に教員の研究意識調査を実施するなど、研究環境の向上に努めている。また、大学は、「研究者ハンドブック」を作成し、教員が研究活動を円滑に行えるよう配慮している。

研究倫理については研究倫理委員会が設けられ、各種学内規則を整備し、研究活動を適正に管理している。

研究活動への資源配分に関しては、職位に応じた個人研究費と学内競争的資金である「テーマ別研究」が設定されている。また、外部資金獲得支援として、公募情報発信、説明会実施、研究計画調書のチェック等の取組みも行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

情報公開の更新状況に一部対応不足な個所がみられるものの、寄附行為及び建学の精神に基づき、経営の規律と誠実性の維持に努めている。高等教育機関としての社会的使命と目的を果たすため、法人は、「学園中期実行計画」を策定し、大学は「大学中期実行計画」を策定しており、継続的な努力を行っている。

環境保全は、省エネ・省資源対策がとられ全学的な取組みがなされている。人権への配慮は、各種規則、ガイドライン、マニュアル等を整備し、ハラスメントに関する研修会を開催するほか、外部団体等の研修会にも参加し、防止と啓発活動に努めている。

安全への配慮は、火災・自然災害対策として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部

危機管理（災害）規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部危機管理（災害）委員会規程」「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部防火管理細則」等を整備し、学内に「FAST等企画運営ユニット」を組織し、取組んでいる。

〈優れた点〉

○FAST（First Aid Support Team：民間救急講習団体）として神戸市から認定を受けて、神戸市消防局の講習を受けた多くの教員がインストラクターとして登録されており、地域への貢献、全ての新生生の準正課として救命士講習プログラムを実施している点は評価できる。

〈参考意見〉

- 私立学校法第 63 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する「役員等名簿」について、ホームページに掲載の事業報告書を通して公表しているが、最新版をホームページ上で公表することが望まれる。
- 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する教職課程に関する情報の公開について、最新の情報をホームページで公表することが望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的の達成に向けて、運営委員会、学長会議、教授会等の連携による事業推進体制が整備されるとともに、理事会は、寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき法人の最高意思決定機関として適正に運営している。

理事会は、法人全般の運営に関する重要事項を審議するため年 4 回開催されており、機能的な意思決定の仕組みとして、常任理事会を設置している。

理事の選任については、寄附行為に定められたとおり運用しており、理事会への出席状況も適切である。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人及び大学は、寄附行為及び学則等に基づき理事長、学長のリーダーシップのもとで管理運営、教学に係る意思決定を適切に行い、円滑に運営されている。

常任理事会は、理事長が委員長となり学長の他 4 人で構成され、理事会・評議員会の開催前に行われている。また、理事長が議長を務める運営委員会は、大学の重要事項の意思決定・調整機関と位置付けられ、毎月開催し、適切に運営されている。理事会・評議員会から常任理事会、運営委員会、教授会という一連の組織的連携を図り、意思決定の円滑化と、法人と大学の各管理運営機関が相互チェックする体制が整えられている。

監事の選任手続きに一部不備があるものの、評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行われている。評議員会は、定期的開催され、理事会諮問事項等について審議している。監事は「学校法人玉田学園監事監査規程」に基づき、定めた項目を監査し、理事会及び評議員会への出席状況も適切である。

〈改善を要する点〉

○現在就任している監事の選任手続きにおいて、寄附行為第 7 条に「理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」とあるが、平成 30(2018)年度第 5 回理事会において候補者を選出していない点について改善を要する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

大学は、「学園中期実行計画」及び「大学中期実行計画」を策定し、財務中期計画により適切な財務運営に努めている。

過去 5 年間に於いて教育活動収支差額はプラスを維持しており、収支のバランスが保たれている。事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率の面でも大きな問題はなく、各学科の入学者の確保の状況を鑑みて、財務状況は安定している。

〈優れた点〉

○私立大学等改革総合支援事業等、補助金の獲得に意欲的に取り組み、成果を挙げていることは評価できる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計については、「学校法人玉田学園経理規程」「学校法人玉田学園固定資産及び物品管理規程」などが整備され、これらにのっとり、学校法人会計基準に基づき処理され、監査法人より適正意見を受けている。

予算は、中期計画に基づいた毎年度の事業計画に従い、各部門からの予算要求を調整するなどの予算編成作業を行い、評議員会・理事会を経て決定されており、目的別予実対比資料により、各担当部署及び法人財務課で正確な数値管理が行われ、適正に管理されている。また、必要に応じて補正予算も適切に編成されている。

監事による監査は、監査法人と連携のもと、「学校法人玉田学園監事監査規程」により、資金収支・事業活動収支妥当性の検証等財産状況の監査及び業務執行状況等の監査が実施されている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、内部質保証を担保するため全学的な方針として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部内部保証の推進に関する方針」を明示し、組織として運営委員会を位置付け責任体制を明確にしている。内部質保証の推進を機能させる組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部自己点検・評価委員会」、教育改革を主導的に設計・推進する組織として「神戸常盤大学・神戸常盤大学短期大学部ときわ教育推進機構」を設けており、諸規則、組織を整備し、責任体制を明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、中長期計画に基づき、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施として、「年次報告書」を作成し大学独自の評価を行っている。自己点検・評価の活動結果は、ホームページで公表するとともに、教職員ホームページで共有している。IR推進室は、学生、大学運営に関わる情報収集・分析・提供及び各部署が実施する調査の分析、在学生のデータベース構築などの支援を担い、教育の質向上と学生支援に貢献している。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

大学は、三つのポリシーを起点とした内部質保証を推進するため「学園中期実行計画」を策定している。具体的には、平成 26(2014)年度教養教育実施体制として設置した「教育イノベーション機構」を平成 29(2017)年度「ときわ教育推進機構」として改変し、全学横断的な基盤教育(教養教育)カリキュラムを編成するなど内部質保証の推進に努めている。また、4年サイクルの「中期実行計画に基づく自己点検・評価」、1年サイクルの「年次報告書による自己点検・評価」、学生アンケート、学修成果のアセスメントなどを実施し、内部質保証や PDCA サイクルに努めているものの、大学運営の改善・向上のために内部質保証が機能することに期待したい。

〈改善を要する点〉

○教授会での意見聴取、学生の懲戒に関する規則、監事の選任手続きなど適切な大学運営について改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えないため改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域と共に成長するための活動展開

A-1. 大学・学生・地域がともに元気になる社会貢献・地域交流

A-1-① 地域のニーズに即した連携体制と学内体制

A-1-② 大学知財の社会への還元

A-1-③ 地域子育て支援拠点事業「ときわんクニヅカ」、「ときわモトロク」、「ときわんノエスタ」

A-1-④ SD も兼ねる特色ある地域貢献

A-1-⑤ 包括連携協定に基づく交流・貢献活動

A-1-⑥ 震災を体験した大学としての使命と役割

【概評】

地域交流センターと法人本部社会連携課が中心となり、さまざまなステークホルダーとの協力体制を整備し、全学的な取組み及び情報共有を行っている。大学知財の社会への還元として、専門性を生かした健康ふれあいフェスタや健康チェック事業などを複数回行っており、地域住民の健康への意識を高めるとともに学生の学修意欲も高めている。また、地域に根差し、「地域と共に歩む大学」を標ぼうし、神戸市内に四つの拠点を開設しており、子育て支援をはじめ多彩な交流・貢献活動を活発に展開している。

加えて、地域貢献活動は、職員のSD活動も兼ねており、多くの教職員の意識に根付いてきている。職員が、地域の人たちとコミュニケーションを通じて大学で対応可能な課題の発見、対応をするなど、その自発的、自律的な取組みが地域に根差す活動として認知されてきている。

地方自治体との包括連携協定などに基づく交流などは、更なる地域活動の活性化に展開し、充実している。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 初年次教育科目「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」

全学共通である基盤教育の「学びの始め科目群」に初年次教育科目として「まなぶる▶ときわびとⅠ」「まなぶる▶ときわびとⅡ」を設置している。この科目は全学科必修で、一貫して全学科混合のチームベースド・ラーニングで授業展開しており、「学び方を学ぶ」「仲間と共に学ぶ」をキーワードに「学びあえる大学生」となることを目指している。

約 30 名の学科混合の教員チームが科目担当者となり「教育から学習へのパラダイムシフト」「事前・事後学修の実質化」「ルーブリック評価」に取り組み、「学び合える教員」としての FD 実践の場にもなっている。

令和 3(2020)年 3 月には、本学独自の接続学修である「リエゾン・モデル」の一つとして、入学前教育【1st ステッププログラム～チームビルディングってなに？】をオンラインで実施し、「まなぶる▶ときわびとⅠ」へのスムーズな移行へと役立てた。

2. 全新生対象の市民救命士講習

「いのち」を支える専門職業人の育成をめざし、「地域貢献」を大きな柱とする本学の建学の精神に基づき、平成 27(2015)年度から全新生に対し、正課又は準正課のプログラムとして市民救命士講習を行なっている。令和 2(2020)年度はコロナ禍により実施できなかったが、令和 3(2021)年度は感染症対策を講じたうえで再開した。

この事業は、本学が文部科学省「大学教育推進プログラム（GP）」における「危機対応実践力養成プログラム」として採択された際に始めたもので、組織的に実施するために学内に「FAST 等企画運営ユニット」を組成し推進している。「FAST（民間救急講習団体）」とは神戸市(消防局)が市民救命士養成の推進のために認定する組織であり、講師となるインストラクターは、本学教員が神戸市消防局の講習を受け登録している。令和 3(2021)年現在、30 名の教員がインストラクターとして登録している。なお地域貢献事業としての市民講習は、区内の中学校生徒に対して、毎年実施している。

3. 国際交流及び国際教育としてのネパールとの交流

本学は、平成 9(1997)年にネパール連邦民主共和国公認 NGO の「ハチガンダ福祉協会」と交流覚書を交わした。以来、大学・短期大学部はもとより、系列校である神戸常盤女子高校、同窓会とともに、学園一体となり、22 年間にわたる交換交流を続けている。隔年で双方の学生等を派遣し、医療、衛生分野を基軸に、生活、文化、風俗、全てにわたり著しく異なる地域のフィールドワーク調査や視察を通じた交流・世界体験を目指している。

令和元(2019)年度には、20 周年事業として、相互とも規模を拡大実施した。本学では、神戸市の外郭団体である公益財団法人神戸国際協力交流センターや JICA（国際協力機構）の協力のもと、市内在住のネパール留学生やその関係する他大学の参加を得て記念事業を行った。またネパールでも、政府の重責者の参加を得て記念事業が行われた。

本学には、国際関係の専門学科はないが、学生は、今後いかなる職場においてもグローバルな感性を求められる。また神戸市内にはネパールの留学生が徐々に増えている。本学の長年にわたるネパール交流事業を生かし、市内のネパールコミュニティとの交流につながることを目指している。